主 文 本件各控訴を棄却する。

当審における訴訟費用中、証人A、同A1、同A2、同A3に各支給した分は被告人の負担とする。

理 由

本件各控訴の趣意は、記録に編綴してある検察官正木良信作成名義の控訴趣意書、検察官立岡英夫作成名義の昭和四四年三月一一日付、同四五年六月五日付各釈明書及び同検察官作成名義の昭和四五年一二月四日付意見要旨(これらに対する答弁は、弁護人杉本昌純作成名義の答弁書及び昭和四五年一二月四日付弁論要旨)及び弁護人杉本昌純作成名義の控訴趣意書及び右弁論要旨(これに対する答弁は、検察官立岡英夫名義の答弁書)に各記載のとおりであるから、ここにこれらを引用する。

第一 検察官の控訴趣意について、

よつて、記録を精査し、当審における事実取調の結果をも併せ斟酌し、次のとおり判断する。

(一) 地方自治法一四条五項によると、憲法九四条の規定をうけて、普通地方公共団体は、法令に特別の定があるものを除く外、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役もしくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料又は没収の刑を科する旨の規定を設けることができると規定し、同条六項によると、前項の罪に関する事件は、国の裁判所がこれを管轄するとされている。

しかして、国の裁判所が憲法七六条により司法権を行使し、ある行為の故に刑罰を科するためには、成文の法規によつてその行為の可罰的要件が行為の当時、定められていなければならないと共に、刑罰法規における可罰行為は少なくとも合理的解釈によつて確定できる程度の明確性が要請されていることは、刑罰法令の基本原理であり、憲法三一条の解釈よりしても異論のないところである。

〈要旨〉右の如き本件市条例改正の経過よりすると、現行市条例三条三号にいう「交通秩序を維持すること」の〈/要旨〉意味を検察官指摘の如く「集団行進等が行なわれる場合にあらねばならない交通秩序を維持すること」(一、五〇八丁うら)と解しても、「交通秩序の維持」なる文言は原判決も説示しているとおり、犯罪構成要件としては、はなはだ広義且つ包括的で、その内容が不明確なものであつて、そ

の内容を現市条例に直接規定するか、委任規定によりその都度条件を設定するなどしてその内容が適式且つ具体的に補充されてない限り、刑罰法規としての明確性に欠ぐるところがあると認めざるを得ず、現行市条例全体を有機的一体としても察りでも、第三条の「交通秩序の維持」違反に該当する行為につき、何等の例示も行業は、平穏かつ秩序ある集団示威」における許される限度を超えることさらな交通秩序違反の典型的な行為である」と合理的に解釈認定できるという主張は到底是認できなく(所論の裁判例(一、る場合であいに解釈認定できるという主張は到底是認できなく(所論の裁判例でいる場合でありにはあてはまらず、最終意見要旨(一、五一三丁うら以下)におけるのであり本件にはあてはまらず、最終意見要旨(とも、一般、抽象的概念であるものがるを維持すること」の内容を補完、明白にするについて規定の不備があるものと認めざるを得ない。

(現に本件にいたるまで現行市条例により検挙、処罰はなされてない――、三八六丁うら―のみならず、集団行進及び集団示威運動に関する条例を制定していないところにおいては、道交法令による取締のみによらざるを得ず、本件の場合においても交通秩序の維持に関する限り、道交法令による取締のみに任せても、本件市条例三条三項が企図する交通秩序維持に欠くるところがあるとは認められない)即ち、本件の集団行進及び集団示威運動に対しては、原審認定の如く、現行市条

明ら、本件の集団行進及び集団示威連動に対しては、原番認定の如く、現行市保 例一、二条に基く県公安委員会に対する届出の外に、道路交通法七七条一項四号、 徳島県道路交通法施行細則(一、三四六丁)により道路使用の許可条件として、 轄徳島東警察署長より「三列縦隊で行進を行ない、蛇行進及び渦巻行進等はしない と市条例という法体系の相違よりして、右道交法令に基づく許可条件が、現市条と に規定せられている「交通秩序の維持」の内容を具体的に補充するものでない は明らかである外に、地方自治法一四条一項により、条例は法令に違反しない限り において制定できるという趣旨よりすれば、少なくとも、道交法七七条により において制定できるという趣旨よりすれば、少なくとも、道交法七七条により において制定できるという趣旨よりすれば、少なくとも、道交法七七条により 管察署長が道路使用の許可条件として具体的に規制の対象とした事項についていも 特段の理由なくして直ちに条例による規制、処罰の対象とすることは許されないも のと解せられるので、前記の如く蛇行進をしないことが、道交法に基づく許可条件として明定せられ、現市条例においては、蛇行進の禁止を明示してない本件事案においては、蛇行進違反に対する規制、処罰は、道交法によつてのみ行ない得るものもあり、また本件市条例も第五条の罰則を適用しないこととしているものと解釈さるのが相当であり、条例上何等の明示もないのに、検察官が、道交法七七条に基立く許可条件として蛇行進をしないことが明示されているときは、同条違反と記述を表別であるというでは現市条例の交通秩序を維持するという遵守事項にも見ているのは、少なともであるとして処罰できる旨の主張(一、一〇五丁)しているのは、少なと等の対するものとして処罰できる旨の主張(一、一〇五丁)しているのは、少なと等の対象件が、所轄公安委員会と所轄警察署長の双方より重複して出されている場合には、本件はそのような事例には、両者の関係につき問題とすべき点があるとしても、本件はそのような事例には該当しない。)。

(四) なお、検察官の控訴趣意において、「原判決が現市条例三条三号の規定は、その構成要件の一般的抽象的、多義的かつ不明確性がその四条の規定と相まち、憲法二一条の保障する表現の自由に対する侵害を招来せしめるおそれがある点においてもまた、右憲法の条規に違反し、従つて無効である」旨判示しているのを失当であると主張するけれども、少なくとも本件において、前述の如き理由により被告人を無罪とするにつき、敢て憲法二一条にまで言及する必要はないものと認めるので、これを表現しないにときなる。

以上要するに、原判決が、本件市条例三条三号の規定をもつて、憲法三一条の規定に違反するとして、右条例五条の罰則を被告人の所為に適用できないとした判断に過誤はなく、また本件の事案においては、少なくとも蛇行進等交通秩序違反の行為に対して、道路交通法令による処罰の対象となることはあつても、本件市条例による処罰の対象とされてないと解釈できるので、るる述べている検察官の所論は首肯できなく、論旨は採用できない。

第二 弁護人の控訴趣意について.

一 被告人に対する現行犯逮捕行為の適法性について、(控訴趣意第二点) 所論は要するに、憲法違反である本件市条例違反としての現行犯逮捕は違法であ るのみならず、被告人はaビル前でのジグザグ(蛇)行進(その存在自体にも証拠 上疑問があるが)には参加しておらず、これを制止していた(二〇四丁参照)もの であるから、道交法違反としても現行犯人として逮捕されるいわれはないというの である。

よつて記録を精査し、当審における事実取調の結果をも併せ検討し、次のとおり 判断する、即ち本件現行犯人逮捕は、当審において提出された現行犯人逮捕手続書 (一、四七六丁以下)及び原審及び当審証人B等関係人の証言を綜合すると、概ね 次のとおりであつたと認められる。

(気を配つていた)をも担当していた (八九八丁以下)ものである。 (二) 本件現行犯逮捕は、本件示威行進に対する警備を担当した警備部隊中の特科部隊である採証小隊長付として勤務についていたB警部補(制服、制帽、短靴、交通腕章を付し警棒所持—二二〇丁)が、徳島駅前東側道路附近(六時四七分頃)において青年学生集団が、道交法による許可条件として禁止せられている(主催者より事前に知らされている—七〇〇丁)蛇行進(東側の斜線道路、EのF会館の方に行く道路等東の方に通じている道路の方に相当ふくらんでジグサグをした—一三三丁うら)をしている(被告人においても、G前で蛇行進があつたという—九

-八丁うら)の<u>を、aビルの西</u>南角附近の車道上(五三四丁)で現認し、ジグザグ が斜線道路(紙屋町方向)の方にふくれていくのを被告人が止めようとせず、早足 で上がつていって(追従)マイクを構え(二一〇丁うら)、後を振りかえつた瞬間、点火したフライヤーを持つたB警部補と顔が合うや、マイクで何か呼びかけて いた被告人が、手をぱつと横に広げて(やめという意味で)二、三歩横すべりして 笛を一声ピーツと吹いたのを見聞するや(一九五丁以下、二一一丁、一、四二三 留を一声ピーツと吹いたのを見聞するや(一九五」以下、ニーー」、一、四二三丁)、右B警部補において、被告人を道交法七七条違反及び本件市条例三条三号違反による五条該当の現行犯人と認めて(一三五丁うら)、「あいつがせん動者だ逮捕せよ」と指さして声をかけ(三七五丁、四四一丁)逮捕の指示をしたものであり(八七一丁)(当番B証人は指導者として逮捕したという――、四二四丁うら)B 警部補の右逮捕指示によつて、 a ビルの工事現場の西南角附近をデモ隊列最先頭と 並進していた機動隊員H巡査部長は、直ちに逮捕に着手し、デモ隊列の中に逃げる もう(九二八丁参照)としていた被告人(八四五丁)を追いかけ、右工事現場前歩 道上において被告人の左腕をつかまえ、同時にこれに協力して同機動隊員H1巡査が被告人の右腕をつかみ、デモ隊列より連れ出し、H2巡査も協力して徳島駅前派 出所に被告人を連行して行く途中、被告人は足先を土地に突張つて体重を後にかけ (五三六丁うら)前に行かないような動作をしたので、H部長は後記認定の如くA 3巡査の協力をも得て、被告人を右派出所内に連れこんで(六時四七分頃)、手錠 をかけて逮捕行為を完了したものである。

B警部補が被告人の逮捕を命じた時の被告人の最終行動は、デモ隊を制 (三) 止せんとする姿勢であつたことは右Bにおいても認める(七一六丁参照)ところであり、被告人においてもaビル前あたりで蛇行進といわれるようなものがあつたと 自認(一、四九二丁)した上、被告人は整理役(一、四九四丁以下)として、「蛇行進をできるだけ静止させようという行動で、ぼくがデモ隊の前へ手を広げて前へ 行つたけれども静止しなかつたので、横側へ行つてデモ行進を押える(体で止め る)かつこうになつた(一、一三七丁うら参照)、そうするとあいつをやれということで(逮捕された)旨(九二七丁うら、一、四九四丁うら)述べているけれど も、関係証拠によると、徳島駅前東側道路附近の蛇行進は幅八・九米にわたり(八六七丁)、I食堂前附近(八四一丁)からaビル中央前附近(八四八丁)まで約三五米位(八六七丁)続いたものであり(三七三丁うら)、J店のあたり(八四〇丁)からちょうどデモ隊は折れたような状況で広い幅になつており(五五四丁うら)、aビルの前でも蛇行進をしていた(五五五丁)ものであり、被告人において Kバスのビル西南角の西側附近で、蛇行進をしている隊列の左外側を隊列に向いて あとずさりなどしながら、拍子をとり、笛を吹きなどして蛇行進の指導或はせん動をしていた(三四七丁以下、三五二丁以下、五一三丁、五二二丁)と認められるので、被告人が逮捕直前の蛇行進を制止していたのに過ぎないとの主張は採用し難い のみならず、以下説示する如き本件逮捕にいたるまでの被告人の言動を綜合すると、被告人に対しては、aビル前の蛇行進を含め、以下認定の一連の蛇行進の現場 共謀者であると認むべき容疑は十分であり、道交法七七条違反の現行犯人と認められることは止むを得ず、本件現行犯逮捕に違法、不当はなく、現行市条例違反として処罰はできないということによつて、右逮捕行為の適法性に消長はないものと解する。 (原判決が、右逮捕を「(準)現行犯人として」と表示しているのは措辞適切ではないが、弁護人主張の如く準現行犯と認定したものとも解せられないので破るまずされる不当はない。 棄すべき程の不当はないものと認める)

即ち、本件逮捕にいたるまでの経緯として、 (1) 被告人は本件示威行進に参加するについて、警笛(昭和四三年押第一八号の二)及び携帯マイク(同号の一の一、二)を所持し、国防色のアノラックを着 用し、登山靴(同号の四)をはき、左腕に赤地に白で総評の文字の入つている腕章 (同号の三)をつげるという人目につきやすい服装装備で、本件示威行進集団の先 頭部の青年学生集団の指揮、統制者であった(被告人自身も社青同の徳島地区本部委員長―九三六丁)と認められる(二二一丁、六九八丁)が、(従来も大衆行動の指導をしておりデモでは目だつ存在であった―六〇五丁) (イ) c通りL店前附近(六時一〇分頃)のフランスデモ(中央線を右に一・五米位越え、約一九米にわたって行なわれた―八六二丁)に際して(被告人においるだが、が、だっては、大人において、

ては、ジグザグデモもあつたと供述する―九〇二丁以下)、隊列の右外側を前後し て掛け声をかけていた(二三七丁、三八八丁、四〇二丁、なお一〇三丁参照、被告 人においても精神的に参加したと供述する一九〇四丁うら)こと

d 通りM店附近(NよりO薬局にいたる間附近)(六時一五分頃)にお

いて、本件示威行進団の先頭部青年学生集団が、蛇行進(有効道路巾の九分位乃至一ぱいに―三四一丁、八六二丁うら―にわたつて、長さ約一五〇米―八六二丁う ら)をしている際、被告人は、(八五〇丁)隊列の右外側を前後して、デモ隊員に合せてマイクで「わつしよい、わつしよい」等と呼びかけて拍子を取つて気勢を上 げ(一〇五丁以下、一六四丁以下、二三七丁、三九〇丁以下)、警察官の制止と同時に被告人のピーツという長い警笛の一声で蛇行進かすつとやまつたこと(一〇七 丁以下、一一〇丁以下)(被告人においても蛇行進は起つたと供述し一九〇五丁、笛を使つたことも認める一九〇七丁) (ハ) f町P店、Q、R店(一七一丁)S百貨店前附近(六時二〇分頃)にお

いて、前記青年学生集団が蛇行進(七・八米の道路巾ほとんどーぱいにわたつて— 一七五丁、二五七丁うら)をはじめるに際し、被告人において、携帯マイクで「わ つしよいわつしよい」等と掛け声をかけ(二四三丁、二七一丁)、終るに際し警笛を長く吹いている(二七一丁以下)こと、 (二) g通りT店前附近(六時二七分頃)における蛇行進(約四五米、八五一丁)に際」(神生人にないてもごだばばずまだちのもした。

丁)に際し(被告人においてもジグザグデモがあつたという―九一〇丁)、デモ隊の左側列外にいた被告人が警笛をピツ、ピツと吹くと同時にデモ隊より「わつしよい、わつしよい」というかん声が上り(七一一丁参照)蛇行進(グリーンベルト迄 東側幅八米の車道を略一ぱいになつた—八六四丁—ともいわれ、緑地帯から一米乃 至一米半あいていた—二六五丁—ともいう)が始まつた(一一八丁以下)こと—この蛇行進(バス及び二、三台の自動車停止—三九七丁)は、機動隊員一二、三名の 左側並進規制―二九六丁―と警笛の長い一声(一八四丁うら)によつて止まつた $(-\Box - OT) -$

(木) g 北詰U屋附近(六時三〇分頃)における蛇行進(約一七米—八五二 丁、八八四丁うら、八八五丁)に際し(被告人においても蛇行進があつたという-九一四丁)、被告人は青年学生集団の先頭附近の列中にはいつて(一七四丁う ら)、後向で自分の体を動かしながら気勢を上げるような状況で笛を吹いて(-四丁以下)、蛇行進(道路三分の二—二九七丁、或は道路一ぱいになつたこともある—二五一丁)が始まり(一二六丁うら)、自らも蛇行進をし(二七四丁)またマイクで掛け声をかけている(二四五丁)こと、一この蛇行進(バス、タクシー約四、五台停滞—二九七丁うら)も機動隊員の並進規制により納まつた、機動隊が来る時分に被告してある。 る時分に被告人であるとは確認できないが、長い一声がピーツと聞えて止まった (一二六丁、一八五丁) -

gの橋上中央部附近で、B警部補はV鑑識係に対し、被告人がせん動し (**^**) ているので十分注意するよう指示をし、(原審証人Vの証言―三〇一丁)、被告人 においても、h町ロータリー手前附近において「これ以上ジグザグ行進をすると君 等を検挙する」旨B警部補より警告を受けている(一二七丁)こと、(被告人においても、今度やつたらやるぞと恫喝されたと述べている—九二五丁うら) (ト) 徳島駅前名店街西北側附近(六時四二分頃)における約三七米にわたる

青年学生集団の蛇行進(八八九丁、被告人においてもきわめて幅がせまいが蛇行進 があつたという―九一六丁、市バスが通行するのに危険であつた―三九八丁うら) に際し(八五四丁うら、八五五丁)被告人は「わつしよいわつしょい」等と掛け声をかけている(二四六丁)こと、 がそれぞれ認定できる外、

(2) 被告人において、「被告人自身ジグザグ行進のせん動と共鳴の中間位 (一般概念としての―九二二丁うら)の行為があつた」(八四丁)、「ある程度の 蛇行進ならやつてもよし、やれというように心の中で思つていた(九二三丁)、や るべきだと思つていた(九二四丁)」旨内心の意図を表明しているところを綜合す ると、原判決認定の蛇行進(包括して道交法七七条違反の一罪を構成するものと解 せられる)のいわゆる現場共謀者と認められる嫌疑は十分である。

(三) 以上の認定よりすると、被告人が自ら蛇行進に加わつたのはU屋前一ケ所であるとしても、前記の如き包括的一連の蛇行進の指導、せん動をもつて現場共謀者と認める余地がある限り、最終段階であるaビル前の蛇行進に際し、被告人が道交法七条違反の現行犯人として逮捕されたことも止むを得ず、本件被告人に対

する現行犯逮捕が不適法であるとの所論は採用できない。

被告人において、「私が、隊列の外から集団行進者に対し、携帯マイクで「わつ しよい、わつしよい」、「原潜反対」「原潜かえれ」などといつたことはあるが、 これは集団行進者の一員として、且つまた示威行進のシュピレヒコールとして叫ん だに過ぎず、集団行進者に蛇行進をさせる目的でしたものではない(一八丁)、と

か或は、「私はジグザグ行進をしたことはありますが、それは警告を受ける前でした。私は「お前今度ジグザグ行進をやつたらやるぞ(逮捕するという意味にとつた)と警察官からいわれた以後は、自分自身でジグザグ行進をしたり、煽動をした事実もない」(七〇丁うら)等と述べているのは、単なる弁解と認める外はない。 二 A 3 巡査に対する暴行による公務の執行妨害と傷害について、(控訴趣意第一点)

所論は、要するに、被告人にはA3巡査に対しおよそ「蹴る」というような暴行の故意はなく、原判決認定の如き「蹴つて暴行を加え」た等といえる行為はなく、被告人の抵抗は逮捕後しかも不当逮捕に対する消極的抵抗であり、公務執行妨害及び傷害とも無罪であるというのである。

よつて、記録を精査し、当審における事実取調の結果をも併せ検討し、次のとおり判断する。

(一) A 3 巡査は、制服、制帽で徳島駅前派出所前の車道で北に向つて交通整 理の勤務についていたものであるが、二人の機動隊員が一人(被告人)を中間に入れて腕でかかえるようにして駅前派出所の方に連れてきているのに対し、両腕をと られている被告人は足を突張つて前に行くまいとしているのを見た(四二五丁以下)ので、同巡査は五、六米近寄つて行つたところ、手をかかえていた日巡査部長より「足を持つてくれ」といわれた(四二七丁以下)ので、被告人に向つて右側 (右斜め前) から、少しうつむくような姿勢で左手を上、右手を下 (一、三六四 丁)にして(被告人の左足のほうから近づき——、三五七丁)両足をすくいあげてかかえ込むようにして膝と足首の中間位のところに両手を持つていき、被告人の足 を持ち上げるか、持ち上げないぐらいのとき、被告人は足を取られまいとして(四三五丁、四四七丁うら、四六二丁、五三九丁)足を前後と上下に振つて(自転車のペタルを踏むように動かして—一、三五七丁)暴れ(抵抗し)たため(H 1 証言は 足を取られまいとしてばたつかせて足を取らさないようにしていた―五四三丁―足 の片一方を土地につけるようにして、片一方の足は上にぽんと上げるんです―五四 八丁—と述べている)被告人のはいていた登山靴(昭和四三年押一八号の四)がA 3巡査の鼻、口附近に当つたので(唇の内側が切れ―四三三丁、四六三丁、一、三 五八丁うら、A3巡査においては足を取りに行つて顔をけられたと感じている―四 三五丁うら、四六四丁うら、なおH1証言—五四一丁参照) A3巡査があごのあたりを自分の手で押え、のけぞるようにした時(五四三丁)、帽子が落ちた(五三九 丁うら)ので、同巡査は手をいつたん離して帽子を拾つてかぶり、歩道の手前まで 抱えられて移動している被告人の足(どちらかの足は宙に浮いており、他の足は地 面を突張つていた—四三二丁、四六五丁)を更にかかえようとしたとき、A3巡査 の右手が被告人の登山靴でけられ(四六六丁)、出血を伴う(四八〇丁)右示指擦過傷(六六丁)—親指側の付根、四七〇丁—を負つたが、A3巡査においては被告 出所に運びこみ被告人に手錠をかけ、逮捕行為を終了したが、右派出所において、 A3巡査の下の唇の方は盛り上がつたようになつており、右手の人差指のところ が、切れて血が出ていたことがわかつたので、B警部補の指示によりA3巡査は医 者に行つて診断書(六六丁)を書いて貰うにいたつた(一三八丁以下、二〇〇丁) ことが認められる。(右診断書にいう加療五日を要する右示指擦過傷は刑法二〇四 条にいう傷害と認めるに十分である。)

右A3巡査に対する被告人の暴行は、適法な逮捕行為が終了してない途中の逮捕を免がれるための積極的加害行為であり、所論は到底採用できない。

(三) なお、H巡査部長及びH2巡査が、被告人のA3巡査に対する加害状況

三 以上要するに、弁護人の指摘する当審における事実取調の結果を十分考慮しても、所論の如き事実誤認及び法令適用の誤はなく、論旨はいずれも採用できない。

よつて、本件控訴はいずれも理由がないので、刑訴法三九六条、一八一条一項本 文により、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小川豪 裁判官 越智傅 裁判官 小林宣雄)